

岐阜市ゼロエネルギー住宅普及促進補助金交付要綱

平成29年 7月25日 決裁

改正 平成30年 7月20日 決裁

改正 令和元年 6月20日 決裁

改正 令和 2年 6月26日 決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、高効率な省エネルギー機器・設備を設置する者に対し、当該省エネルギー機器・設備の設置に要する費用を補助することにより、家庭からの二酸化炭素の排出量の削減を図るために交付する岐阜市ゼロエネルギー住宅普及促進補助金（以下「補助金」という。）に関し、岐阜市補助金等交付規則（平成10年岐阜市規則第55号。第11条において「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 国採択事業者 別表の要件欄に規定する国の補助金（以下「国補助金」という。）に係る補助事業の執行団体として経済産業省又は環境省において採択された事業者をいう。
- (2) 補助対象機器・設備 別表の補助対象機器・設備欄に規定するものをいう。
- (3) 住宅 次に掲げる住宅その他居住の用に供する部分を有する家屋をいう。
 - ア 専用住宅
 - イ 併用住宅（その一部を居住の用に供する家屋をいう。）
- (4) 個人事業主 自ら事業を営む個人で、法人として登記していないものをいう。
- (5) 建売供給事業者 補助対象機器・設備を備えた建売住宅を販売供給する者をいう。
- (6) 補助対象経費 高効率な省エネルギー機器・設備を設置するために必要な経費であって、国採択事業者が国補助金に係る補助の対象となる経費として認定したものをいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 市長は、次の各号のいずれにも該当する個人（個人事業主を含む。）に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 市内に存する住宅に補助対象機器・設備を設置した者又は建売供給事業者から市内に存する補助対象機器・設備を備えた建売住宅を購入した者
- (2) 国採択事業者から国補助金の額の確定通知（第5条及び別表において「国補助金額確定通知」という。）を受けた者

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、国補助金の額の10分の1以内の額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、国採択事業者が国

補助金額確定通知をした日から6か月以内に岐阜市ゼロエネルギー住宅普及促進補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 国補助金額確定通知の通知書の写し
- (2) 国採択事業者に提出した国の補助事業の完了を報告する書類、実施計画書、交付申請額算出表、蓄電システム明細、燃料電池明細、太陽熱利用温水システム明細及び停電自立型燃料電池明細の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(手続の代行)

第6条 申請者は、前条に規定する申請（次項及び第3項並びに次条第1項において「交付申請」という。）の手続を第三者に代行させることができる。

2 前項の規定により交付申請の手続を代行する者（次項において「手続代行者」という。）は、当該手続を信義に従い誠実に行わなければならない。

3 市長は、手続代行者がこの要綱の規定に従って交付申請の手続を遂行していないと認めるときは、申請者に対し代行の停止を求めることができる。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、交付申請があった場合は、速やかにその内容の審査をし、補助金の交付を適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、岐阜市ゼロエネルギー住宅普及促進補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、補助金の交付を不相当と認めるときは、岐阜市ゼロエネルギー住宅普及促進補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、速やかに申請者に通知するものとする。

(遵守事項)

第8条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた者（次条及び第10条において「補助事業者」という。）は、補助対象機器・設備の減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数（次条において「法定耐用年数」という。）の期間内において、当該補助対象機器・設備を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。

(財産処分の制限)

第9条 補助事業者は、補助対象機器・設備の法定耐用年数の期間内において、当該補助対象機器・設備を補助金の交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸与し、廃棄し、又は担保に供するときは、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(協力)

第10条 市長は、必要に応じて次に掲げる事項について補助事業者に協力を求めることができる。

- (1) 補助対象機器・設備の使用状況の報告
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
(補助金の交付手続の特例)

第11条 補助金の交付に係る手続については、規則第4条、第15条、第16条及び第18条に規定する手続は適用しない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月25日から施行し、国採択事業者から平成29年度以降の補助金の額の確定通知を受けた者について適用する。

附 則

この要綱は、平成30年7月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年6月20日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により作成されている用紙は、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年6月26日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により作成されている用紙は、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表（第2条関係）

補助対象機器・設備		要件	
高断熱外皮		次の各号のいずれかの国補助金に係る国補助金額確定通知を受けているもの (1) 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等による住宅における低炭素化促進事業）（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化による住宅における低炭素化促進事業）のうちZEH支援事業 (2) 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（戸建住宅におけるネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化支援事業）のうちZEH支援事業 (3) 省エネルギー投資促進に向けた支援補助金（住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業）（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業）のうちZEH+実証事業 (4) ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスを活用したレジリエンス強化事業費補助金 (5) ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスを活用したレジリエンス強化事業費補助金のうちZEH+R強化事業	
空調設備	暖房冷房設備		高効率個別エアコン（マルチエアコンを含む。）
	暖房設備		パネルラジエーター
			温水式床暖房
			ヒートポンプ式セントラル空調システム
冷房設備	ヒートポンプ式セントラル空調システム		
換気設備（24時間換気に係るものに限る。）			
給湯設備	電気ヒートポンプ給湯機（エコキュート等）		
	潜熱回収型ガス給湯機（エコジョーズ等）		
	潜熱回収型石油給湯機（エコフィール等）		
	ガスエンジン給湯機（エコウィル等）		
	ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機（ハイブリッド給湯機）		
	太陽熱利用システム		
蓄電システム			
太陽熱利用温水システム			
燃料電池（停電自立型燃料電池を含む。）			
直交集成板（CLT）			
先進的再生可能エネルギー熱利用設備	太陽光発電機能付き集熱器（PVT）システム		
	液体集熱式太陽熱利用システム		
	地中熱ヒートポンプ・システム		

		O2化促進事業)) (集合住宅におけるZEH
蓄電システム		-M化等促進事業) のうち先進的再生可能エネルギー熱等導入支援事業に係る国補助金額確定通知を受けているもの